

公益財団法人日本テニス協会

評議員選任に関する規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本テニス協会（以下「本会」という。）の評議員は、本会定款第21条に基づき評議員選定委員会にて選任されるが、この規程は、その選任に必要な事項を定める。

(評議員選定委員会への評議員候補者の推薦)

第2条 評議員選定委員会への評議員候補者の推薦は、評議員会及び理事会によるものとする。

- 2 評議員会は、66名以内の評議員候補者を評議員選定委員会に推薦することができる。
- 3 理事会は、20名以内の評議員候補者を評議員会の承認を経て評議員選定委員会に推薦することができる。

(評議員候補者の資格要件)

第3条 評議員候補者は、本会の目的を理解し十分な見識を持つ者とする。

- 2 評議員候補者は、次の各号に掲げる推薦要件を全て満たしている者とする。
 - (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第173条第1項において準用する同法第65条第1項第1号、第3号及び第4号に該当しないこと
 - (2) 役員への就任時に本会の役員又は使用人でないこと
 - (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号イ乃至ニに該当しないこと

(加盟団体による評議員候補予定者の推薦)

第4条 各加盟団体は、1名の評議員候補予定者を評議員会に推薦することができる。ただし、評議員候補予定者の推薦に際し、加盟団体は、全国を9に分割したそれぞれの地域で、最低1名の女性評議員候補予定者が推薦されるよう地域内の他の加盟団体と協力し調整する。

- 2 加盟団体による評議員候補予定者の推薦は、本会所定の様式「評議員候補予定者推薦書」によるものとする。
- 3 前項の本会所定の様式の送付は、評議員選任を予定する評議員選定委員会の開催日の2か月以上前に行う。

(協力団体による評議員候補予定者の推薦)

第5条 各協力団体は、1名の評議員候補予定者を理事会に推薦することができる。ただし、評議員候補予定者の推薦に際し、協力団体は、評議員会における女性評議員比率を20%以上とする本会としての方針に配慮する。

- 2 協力団体による評議員候補予定者の推薦は、本会所定の様式「評議員候補予定者推薦書」によるものとする。
- 3 前項の本会所定の様式の送付は、評議員選任を予定する評議員選定委員会の開催日の

2か月以上前に行う。

(評議員選定委員会の開催)

第6条 評議員選定委員会は、別に定める評議員選定委員会規程に基づき選定委員会を開催し、評議員会及び理事会から評議員会の承認を経て推薦された評議員候補者の中から評議員を選任する。

2 評議員選定委員会は、評議員会の構成における多様性確保のため次の各号に掲げる構成比率を確保する。

- (1) 外部評議員比率20%以上
- (2) 女性評議員比率20%以上

(留意事項)

第7条 評議員選定委員会は、評議員選任に際し次の各号に留意する。

- (1) 本会が公益法人であること
- (2) 本会の理念、ビジョン、行動指針
- (3) スポーツ団体ガバナンスコード
- (4) スポーツ界における暴力根絶宣言
- (5) 本会の利益相反ポリシー
- (6) 守秘義務

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 この規程は、令和5年2月1日から施行する。

制定日	令和4年12月21日
改正日	令和5年12月21日